



# 鳥取県公報

平成 20 年 6 月 30 日 (月)  
号外第 76 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害ながん具刃物類の指定 (478) (青少年・文教課) . . . . . 2

# 告 示

## 鳥取県告示第478号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和 55 年鳥取県条例第 34 号）第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づき、青少年に有害ながん具刃物類を次のとおり指定したので、同条第 3 項において準用する同条例第 13 条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 品名  
ダガーナイフ（通称）
- 2 構造  
鑢（しのぎ）を中心として左右が対称の両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの
- 3 参考写真

